

新旧対照表

改 正 後	現 行
<u>クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱</u> (趣旨) 第1条 この要綱は、県内住宅における<u>エネルギーの自立化及び屋根ソーラーと電気自動車（EV）を組み合わせる利用するライフスタイルを推進</u>するため、県民が行う太陽光発電設備等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で<u>クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条～第3条 （現行のとおり） (補助事業) 第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項又は第10条第3項の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）との販売契約により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。 (1)～(2) （略） (3) <u>太陽光発電システム並びに当該太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システム及びV2H充放電システムを同時に設置する事業</u> (4) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業 (5) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを設置する事業 (6) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電シ	<u>既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱</u> (趣旨) 第1条 この要綱は、県内住宅のエネルギーの自立化を促進するため、県民が行う太陽光発電設備等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で<u>既存住宅エネルギー自立化補助金</u>（以下「補助金」という。）を交付することについて、長野県補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条～第3条 （略） (補助事業) 第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が信州の屋根ソーラー事業者認定制度実施要領第5条第1項又は第10条第3項の規定による認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）との販売契約により別表第1に掲げる要件を満たす太陽光発電設備等（以下「補助対象設備」という。）を新たに設置する事業のうち、次に掲げるものとする。 (1)～(2) （略） (新設) (3) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用する蓄電システムを設置する事業 (4) 既に設置された太陽光発電システムと組み合わせて使用するV2H充放電システムを設置する事業 (新設)

改 正 後	現 行
<u>ステム及びV2H充放電システムを設置する事業</u> 2～3 (略) 第5条 (略) (補助対象経費及び補助金の額) 第6条 (略) 2 (略) 3 補助金の額は、次により算出するものとする。 ア 補助事業の区分に応じ、補助対象経費の額と次に掲げる上限額のいずれか少ない額を補助金額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1) 太陽光発電システムの設置 5万円 (2) 蓄電システムの設置 15万円 (3) V2H充放電システムの設置 <u>20</u>万円 イ (略) 第7条～第8条 (略) (事業期間の延長) 第9条 申請者は、やむを得ない理由により、事業に着手した日の属する年度の2月末日までに補助事業が完了しない<u>おそれ</u>があるときは、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書(様式第2号)に事業の着手日が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項の事業期間延長承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、やむを得ないと認められる場合に限り事業期間の延長を承認するものとし、その可否を申請者に通知する。 <u>3 申請者は、事業期間延長の承認を受けた場合において、当該承認を受けた日の属する年度の3月末日までに補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助事業が完了し</u>	2～3 (略) 第5条 (略) (補助対象経費及び補助金の額) 第6条 (略) 2 (略) 3 補助金の額は、次により算出するものとする。 ア 補助事業の区分に応じ、補助対象経費の額と次に掲げる上限額のいずれか少ない額を補助金額とする。ただし、算定された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 (1) 太陽光発電システムの設置 5万円 (2) 蓄電システムの設置 15万円 (3) V2H充放電システムの設置 <u>10</u>万円 イ (略) 第7条～第8条 (略) (事業期間の延長) 第9条 申請者は、やむを得ない理由により、事業に着手した日の属する年度の2月末日までに補助事業が完了しない<u>恐れ</u>があるときは、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書(様式第2号)に事業の着手日が確認できる書類を添えて知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項の事業期間延長承認申請書を受理したときは、内容を審査の上、やむを得ないと認められる場合に限り事業期間の延長を承認するものとし、その可否を申請者に通知する。 (新設)

改 正 後	現 行
<u>た日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書（様式第1号）に別表2に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。</u> <u>4 第1項及び第2項の手續により事業期間が2年度にわたることとなった場合において、補助事業が2年度目の2月末日までに完了しないおそれがあるときは、再度、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書を知事に提出しなければならない。ただし、延長後の事業期間は2年度目の3月末日を超えないものとする。</u> 第10条～第14条 （略） 附 則 この要綱は、令和3年7月16日から施行する。 この要綱は、令和3年12月27日から施行する。 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。 この要綱は、令和5年4月14日から施行する。 この要綱は、令和6年4月12日から施行し、県の令和6年度予算に係る補助金から適用する。令和5年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 <u>この要綱は、令和7年4月21日から施行し、県の令和7年度予算に係る補助金から適用する。令和6年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。</u> 別表第1～別表第2 （略）	3 前2項の手續により事業期間が2年度にわたることとなった場合において、補助事業が2年度目の2月末日までに完了しない<u>恐れ</u>があるときは、再度、別に定める日までに、事業期間延長承認申請書を知事に提出しなければならない。 第10条～第14条 （略） 附 則 この要綱は、令和3年7月16日から施行する。 この要綱は、令和3年12月27日から施行する。 この要綱は、令和4年4月13日から施行する。 この要綱は、令和5年4月14日から施行する。 この要綱は、令和6年4月12日から施行し、県の令和6年度予算に係る補助金から適用する。令和5年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。 別表第1～別表第2 （略）

改 正 後

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

長野県知事 様

（申請者）

郵便番号	
住 所	
氏 名	
電話番号	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額及び 金 円
補助金請求額

2 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

3 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

【注意事項】

・補助事業は令和6年4月1日から令和7年2月28日までに完了していることが必要です。（ただし、要綱第9条第2項により事業実施期間の延長を承認されたものを除く。）

（裏面にも必ず記入してください）

現 行

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

長野県知事 様

（申請者）

郵便番号	
住 所	
氏 名	
電話番号	

既存住宅エネルギー自立化補助金 交付申請書兼実績報告書兼補助金交付請求書

既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額及び 金 円
補助金請求額

2 補助事業完了年月日 令和 年 月 日

3 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
【フリガナ】 口座名義	【 】		

【注意事項】

・補助事業は令和6年4月1日から令和7年2月28日までに完了していることが必要です。（ただし、要綱第9条第2項により事業実施期間の延長を承認されたものを除く。）

（裏面にも必ず記入してください）

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書

1 補助対象設備の設置に当たり契約した信州の屋根ソーラー認定事業者

認定事業者名

2 設置した設備・設置に係る経費

種 別 補助対象 全てに○	①太陽光発電システム	②蓄電システム	③V2H 充放電システム	
①太陽光 発電シ ステム	メーカー名			
	製品名・型番			
	定格出力	キロワット	パワーコンディショ ナの定格出力	キロワット
	設置場所 (いずれかに○、屋根以外は設置場所を記入)		1 住宅の屋根上 2 屋根以外の場所※ ()	
	※住宅の屋根上に設置できない理由 (屋根上に設置できない場合は理由を記入 なお、自宅敷地以外への設置は不可)			
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	設備の設置に要する 費用 (税抜き)	円
②蓄電 システ ム	メーカー名			
	蓄電池型番			
	パッケージ型番			
	上記製品は、国の ZEH 化等支援事業の対象製品である (該当する場合、右欄に「○」)			
	蓄電容量	キロワット時	設備の設置に要する 費用 (税抜き)	円
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	県以外(国・市町村等) の補助金額(予定含む)	円
③V2H 充放電 システ ム	メーカー名			
	型式			
	上記製品は、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の 補助対象設備である (該当する場合、右欄に「○」)			
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	設備の設置に要する 費用 (税抜き)	円
			県以外(国・市町村等) の補助金額(予定含む)	円

既存住宅エネルギー自立化補助金 交付申請書兼実績報告書別紙仕様書

1 補助対象設備の設置に当たり契約した信州の屋根ソーラー認定事業者

認定事業者名

2 設置した設備・設置に係る経費

種 別 補助対象 全てに○	①太陽光発電システム	②蓄電システム	③V2H 充放電システム	
①太陽光 発電シ ステム	メーカー名			
	製品名・型番			
	定格出力	キロワット	パワーコンディショ ナの定格出力	キロワット
	設置場所 (いずれかに○、屋根以外は設置場所を記入)		1 住宅の屋根上 2 屋根以外の場所※ ()	
	※住宅の屋根上に設置できない理由 (屋根上に設置できない場合は理由を記入 なお、自宅敷地以外への設置は不可)			
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	設備の設置に要する 費用 (税抜き)	円
②蓄電 システ ム	メーカー名			
	蓄電池型番			
	パッケージ型番			
	上記製品は、国の ZEH 化等支援事業の対象製品である (該当する場合、右欄に「○」)			
	蓄電容量	キロワット時	設備の設置に要する 費用 (税抜き)	円
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	県以外(国・市町村等) の補助金額(予定含む)	円
③V2H 充放電 システ ム	メーカー名			
	型式			
	上記製品は、国のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金の 補助対象設備である (該当する場合、右欄に「○」)			
	補助事業完了 年月日	令和 年 月 日	設備の設置に要する 費用 (税抜き)	円
			県以外(国・市町村等) の補助金額(予定含む)	円

**クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金
交付申請兼実績報告 チェックリスト**

申請者: _____

認定事業者: _____

	書類	確認内容	チェック
1	全般	- 対象設備は信州の屋根ソーラー認定事業者との販売契約により設置されているか - 以下の日付が全て一致しているか - ア「交付申請書兼実績報告書兼補助金交付申請書（様式第1号）」の補助事業完了年月日 - イ「別紙仕様書」の補助事業完了年月日 - ウ「保証書等」に記載の引き渡し日、保証開始日	
2	交付申請書兼実績報告書兼補助金交付申請書（様式第1号）	- 記載漏れがないか - 右上の申請日は、設置完了日から30日以内か - 振込先口座は申請者本人名義か	
3	交付申請書兼実績報告書別紙仕様書	記載漏れがないか	
4	補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等）	- 以下の内容が分かる書類を提出してください。 - 請求書又は領収書の内訳（見積の内訳は不可） - 太陽光、蓄電池、V2Hそれぞれに係る金額の内訳	
5	補助対象設備の設置後の状況が確認できる書類	【太陽光+蓄電池+V2H、太陽光+蓄電池、太陽光+V2H】 - 屋根上に太陽光パネルを設置した後の写真（屋根上の全面を撮影してください） - 蓄電池またはV2Hを設置した後の写真 - 蓄電池またはV2Hの品番が確認できる写真 【蓄電池+V2H、蓄電池のみ、V2Hのみ】 - 屋根上に太陽光パネルが載っていることが確認できる写真 - 蓄電池またはV2Hを設置した後の写真 - 蓄電池またはV2Hの品番が確認できる写真	

**既存住宅エネルギー自立化補助金
交付申請兼実績報告 チェックリスト**

申請者: _____

認定事業者: _____

	書類	確認内容	チェック
1	全般	- 対象設備は信州の屋根ソーラー認定事業者との販売契約により設置されているか - 以下の日付が全て一致しているか - ア「交付申請書兼実績報告書兼補助金交付申請書（様式第1号）」の補助事業完了年月日 - イ「別紙仕様書」の補助事業完了年月日 - ウ「保証書等」に記載の引き渡し日、保証開始日	
2	交付申請書兼実績報告書兼補助金交付申請書（様式第1号）	- 記載漏れがないか - 右上の申請日は、設置完了日から30日以内か - 振込先口座は申請者本人名義か	
3	交付申請書兼実績報告書別紙仕様書	記載漏れがないか	
4	補助対象設備の設置に要した費用とその内訳が分かる書類（請求書又は領収書等）	- 以下の内容が分かる書類を提出してください。 - 請求書又は領収書の内訳（見積の内訳は不可） - 太陽光、蓄電池、V2Hそれぞれに係る金額の内訳	
5	補助対象設備の設置後の状況が確認できる書類	【太陽光+蓄電池+V2H、太陽光+蓄電池、太陽光+V2H】 - 屋根上に太陽光パネルを設置した後の写真（屋根上の全面を撮影してください） - 蓄電池またはV2Hを設置した後の写真 - 蓄電池またはV2Hの品番が確認できる写真 【蓄電池+V2H、蓄電池のみ、V2Hのみ】 - 屋根上に太陽光パネルが載っていることが確認できる写真 - 蓄電池またはV2Hを設置した後の写真 - 蓄電池またはV2Hの品番が確認できる写真	

改正後

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

長野県知事 様

（申請者）

郵便番号	
住 所	
氏 名	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 事業期間延長承認申請書

次の補助事業について下記のとおり事業期間を延長したいので、クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

交付申請予定額		円	
事業期間	当 初	年 月 日 から	年 月 日 まで
	変更後	年 月 日 から	年 月 日 まで
事業期間を延長する理由			

【申請に関する連絡先】 ※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

区 分 (どちらかに○)	申請者 ・ 認定事業者
事業者名称	
担当者氏名	
メールアドレス	
電話番号	

【添付書類】

・事業の着手日が確認できる書類（契約書等）

現 行

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

長野県知事 様

（申請者）

郵便番号	
住 所	
氏 名	

既存住宅エネルギー自立化補助金 事業期間延長承認申請書

次の補助事業について下記のとおり事業期間を延長したいので、既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

交付申請予定額		円	
事業期間	当 初	年 月 日 から	年 月 日 まで
	変更後	年 月 日 から	年 月 日 まで
事業期間を延長する理由			

【申請に関する連絡先】 ※必ずメールアドレス、電話番号の両方とも記入すること

区 分 (どちらかに○)	申請者 ・ 認定事業者
事業者名称	
担当者氏名	
メールアドレス	
電話番号	

【添付書類】

・事業の着手日が確認できる書類（契約書等）

改 正 後

様式第 3 号（第 12 条関係）

年 月 日

長野県知事 様

（補助事業者）

郵便番号	
住 所	
氏 名	

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金 財産処分承認申請書

クルマとつなぐ屋根ソーラー補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

- ・処分する財産の取得に係るクルマとつなぐ屋根ソーラー補助金の交付決定日及び番号
交付決定日： 年 月 日
番 号： 長野県指令 第 号の
- ・処分する財産名等
- ・処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
- ・処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分の理由

現 行

様式第 3 号（第 12 条関係）

年 月 日

長野県知事 様

（補助事業者）

郵便番号	
住 所	
氏 名	

既存住宅エネルギー自立化補助金 財産処分承認申請書

既存住宅エネルギー自立化補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 処分の内容

- ・処分する財産の取得に係る既存住宅エネルギー自立化補助金の交付決定日及び番号
交付決定日： 年 月 日
番 号： 長野県指令 第 号の
- ・処分する財産名等
- ・処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
- ・処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等）

2 処分の理由

